**免許申請手続きのご案内**

**各種免許申請書の提出先と添付書類について**

**＜ 申請に共通するもの ＞**

1. **免許申請書**（様式第12号）
2. **収入印紙1500円分**（消印はしないでください）
3. **写真1枚（縦3センチ、横2.4センチのもので６ヶ月以内に撮影したもの）**
4. 交付される免許証は、東京労働局免許証発行センターから簡易書留で郵送されますので**、392円切手**を貼った返信用封筒
5. 九州安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、免許試験合格通知書を交付された場合

（以下、「免許試験合格者」といいます。）

（なお、免許試験結果通知書を交付された場合は下記Ⅱと同様の手続きを行ってください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 東京労働局免許証発行センター（〒108-0014　東京都港区芝５の３５の１　産業安全会館内） |
| 添付書類 | 1. 免許試験合格通知書（原本）
2. 現在既に持っている労働安全衛生法関係免許証（統合処理を行います。）
3. 前記2の免許証で交付日が昭和６３年９月３０日以前のもの（旧免許証）を持っている場合は「所持免許申告欄」（様式１２号別紙）
 |

1. 免許試験の学科試験に合格した後、１年以内に実技講習を修了した場合、または実技教習を修了後、１年以内に免許試験の学科試験に合格した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局（参考：佐賀県下に住所がある場合は、佐賀労働局（※1） |
| 添付書類 | 1. 免許試験結果通知書（原本）
2. 教習修了書（原本）
3. 現住所、生年月日が確認できる公的書類（住民票、自動車運転免許証等）
4. 現在既に持っている労働安全衛生法関係免許証（統合処理を行います。）
5. 前記４の免許証で交付日が昭和６３年９月３０日以前のもの（旧免許証）を持っている場合は「所持免許申告欄」（様式１２号別紙）
 |

1. 無試験により新規免許交付申請をする場合

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局（参考：佐賀県下に住所がある場合は、佐賀労働局（※1）） |
| 添付書類 | 1. 無試験交付を受けるための資格免状の原本。
2. 現住所、生年月日が確認できる公的書類（住民票、自動車運転免許証等）
3. 現在既に持っている労働安全衛生法関係免許証（統合処理を行います。）
4. 前記3の免許証で交付日が昭和63年9月30日以前のもの（旧免許証）を持っている場合は「所持免許申告欄」（様式１２号別紙）
 |

1. 免許証を紛失または損傷した場合（再交付申請）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局または、免許証の交付を受けた労働局（参考：佐賀県下に住所がある場合は、佐賀労働局（※1）） |
| 添付書類 | 1. （紛失の場合）→滅失理由書　任意様式（下記記載例を参照してください）
2. （損傷の場合）→損傷した免許証
3. 現住所、生年月日が確認できる公的書類（住民票、自動車運転免許証等）
 |

《 滅失理由書記載例 》

|  |
| --- |
| 免許証滅失事由書私は　　　　　　の免許証を下記のとおり滅失しましたので報告します。記1　滅失日時　　平成・令和　　年　　月　　日頃2　滅失場所　　作業場所、自宅、その他（　　　　　　）3　滅失事由　　盗難、紛失、その他（　　　　　　）令和　　年　　月　　日労働局長　殿住　所氏　名　　　　　　　　　　　印 |

1. 氏名が変わった場合（書替申請）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局または、免許証の交付を受けた労働局（参考：佐賀県下に住所がある場合は、佐賀労働局（※1）） |
| 添付書類 | 1. 戸籍抄本
2. 現住所の確認できる書面（自動車運転免許証、住民票等）
3. 書替前の免許証
 |

1. ボイラー溶接士の免許更新（更新申請）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局または、免許証の交付を受けた労働局（参考：佐賀県下に住所がある場合は、佐賀労働局（※1）） |
| 添付書類 | 1. 更新を受ける免許証

なお、住所が変更になっている場合、自動車運転免許証等現住所が確認できる公的書類1. 実技試験等がありますので、免許の有効期間の２ヶ月前までに提出先の労働局にご相談してください。

（注）氏名が変わっている場合事前に上記Ⅴ（書替申請）の手続きを行ってください |

**【申請に当たっての留意事項】**

1. 免許証に係る各種申請は本人が直接都道府県労働局に上記の必要書類を持参して行うことが原則ですが、やむを得ない事由により来局できない場合は、最寄りの監督署に上記の必要書類を持参して試験免除の資格を証明する書類の原本確認や本人確認を受ければ郵送により申請することができます。
2. 佐賀労働局では収入印紙、切手等の販売はしておりませんので、あらかじめご用意ください。
3. 免許及び日程等は、次のアドレスの（財）安全衛生技術試験協会ホームページをご覧ください。

（http://www.exam.or.jp/）

1. 免許申請に係る手続き等について（免許申請の記載方法等が掲載してあります。）

　（http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei22/index.html）

※1　佐賀労働局の住所

　　　　〒840-0801

　　　　　佐賀市駅前中央３丁目３－２０佐賀第二合同庁舎

※2　お問合せは、佐賀労働局労働基準部健康安全課（℡０９５２－３２－７１７６）

または、下記県内の労働基準監督署へお願いします。

・佐賀労働基準監督署　　０９５２－３２－７１３３

・唐津労働基準監督署　　０９５５－７３－２１７９

・武雄労働基準監督署　　０９５４－２２－２１６５

・伊万里労働基準監督署　０９５５－２３－４１５５

以上